

# 業務指示書

## 森林等生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR) 情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年1月20日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年1月25日 までにJICAホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：森林等生態系を活用した防災・減災に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/Eco-DRR1（山地・流域生態系）

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：森林等生態系を活用した防災・減災に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 社会・経済便益分析】

- 1) 類似業務の経験：社会・経済便益分析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年1月29日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
一般業務費(現地分)
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

( 1 = 円 , US\$1 = 120.300 円 , EUR1 = 131.900 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)
- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム  
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)  
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。  
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
  - c) 電話会議  
上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/Eco-DRR1（山地・流域生態系）  
社会・経済便益分析

## (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.34 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年2月15日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上



プロポーザル評価表

森林等生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR) 情報収集・確認調査

| 評価項目  | 配点         |          |
|---|------------|----------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力   | (10.00)    |          |
| (1) 類似業務の経験   | 6.00       |          |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等   | 4.00       |          |
| 2. 業務の実施方針等   | (40.00)    |          |
| (1) 業務実施の基本方針的的確性   | 18.00      |          |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等  | 18.00      |          |
| (3) 要員計画等の妥当性   | 4.00       |          |
| (4) その他(実施設計・施工監理体制)  |            |          |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力  | (50.00)    |          |
| (1) 業務主任者の経験・能力/<br>業務管理グループの評価<br><small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small> | (34.00)    |          |
|   | 業務主任者のみ    | 業務管理グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 総括/Eco-DRR1(山地・流域生態系)  | (34.00)    | ( )      |
| ア) 類似業務の経験  | 13.00      |          |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験   | 3.00       |          |
| ウ) 語学力  | 6.00       |          |
| エ) 業務主任者等としての経験   | 7.00       |          |
| オ) その他学位、資格等  | 5.00       |          |
| ②副業務主任者   | ( - )      | ( )      |
| カ) 類似業務の経験  | -          |          |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験   | -          |          |
| ク) 語学力  | -          |          |
| ケ) 業務主任者等としての経験   | -          |          |
| コ) その他学位、資格等  | -          |          |
| ③体制、プレゼンテーション   | ( )        | ( )      |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション   |            |          |
| シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)   | -          |          |
| (2) 業務従事者の経験・能力: 社会・経済便益分析  | (16.00)    |          |
| ア) 類似業務の経験  | 8.00       |          |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験   | 2.00       |          |
| ウ) 語学力  | 3.00       |          |
| エ) その他学位、資格等  | 3.00       |          |
| (3) 業務従事者の経験・能力:  | ( )        |          |
| ア) 類似業務の経験  |            |          |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験   |            |          |
| ウ) 語学力  |            |          |
| エ) その他学位、資格等  |            |          |
| (4) 業務従事者の経験・能力:  | ( )        |          |
| ア) 類似業務の経験  |            |          |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験   |            |          |
| ウ) 語学力  |            |          |
| エ) その他学位、資格等  |            |          |
| (5) 業務従事者の経験・能力:  | ( )        |          |
| ア) 類似業務の経験  |            |          |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験   |            |          |
| ウ) 語学力  |            |          |
| エ) その他学位、資格等  |            |          |
| 総合評点  | [ 100.00 ] |          |



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

森林は、土砂災害防止、土壌保全や水源涵養等の多面的機能を発揮することで、侵食や崩壊、土砂災害、雪崩、風害や雪害等が防止され、洪水も緩和される<sup>1</sup>とされており、それ以外にも、サンゴ礁は天然の防波堤としての海岸線を守り<sup>2</sup>、湿地は洪水被害を緩和する<sup>3</sup>など、生態系はさまざまな防災、減災機能を有しているとされている。

また、こうした生態系に生計を依存している人々にとっては、万一の災害時に木材や薪、食物や薬品の原料などの生活の維持や復興に必要な資材を生態系から得ることができることが、復旧・復興のために大きな意味を有している。

こうした、自然災害に対する森林等生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）対策については、近年我が国が積極的に発信しており、世界的にも注目が集まっている。

例えば、2015年3月に仙台にて開催された「第3回国連防災世界会議」で合意された防災に係る国際的指針である「仙台防災枠組」の4つの優先行動には、①生態系に基づいたアプローチの実施を可能とする越境的協力を促進する、②災害リスク削減に役立つ生態系機能の保全等を通じ、災害リスクの評価、マッピング、管理を主流化するよう促進する、③生態系の持続可能な利用及び管理を強化し、災害リスク削減を組み込んだアプローチを実施することが謳われており、また、同会議で日本政府が発表した「仙台防災協カイニシアティブ」における具体的な施策のうち、事前の防災投資としての経済・社会基盤整備の手段として、植林を含む森林整備等が挙げられている。

このように、Eco-DRR への貢献の方向性が具体的に我が国政府より示されるなか、JICAにおいても、自然環境保全分野の事業戦略 2015-2020 の戦略課題のひとつに「森林等生態系を活用した防災・減災」を掲げ、取組を一層強化している。

本調査においては、上記の状況を踏まえ、開発途上地域を主とする森林等生態系を活用した防災・減災の事例の収集と、各事例における便益分析を行う。また、これを踏まえて、必要性、妥当性等から今後協力の必要性が高いと考えられる地域において現地調査を実施し、開発途上地域において JICA が今後積極的に取り組むべき Eco-DRR の具体的な協力計画策定のための情報収集及び現況分析を行うものとする。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務の目的

先進国及び途上国における Eco-DRR の有効性を分析し、モデル的な事例を取りまとめるとともに、Eco-DRR に関する協力ポテンシャルの高い途上国・地域を特定し、今後の当該分野における協力案件の形成に向けて基礎的な情報を収集・分析する。

#### (2) 対象地域

文献調査については全世界を対象とするが、現地調査については対象国・サイトを JICA との協議の上決定する。

### 3. 業務の範囲

受注者は、上記「2. (1) 業務の目的」を達成するために、「4. 実施方針及び留意事項」

<sup>1</sup> 日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（2001年11月）

<sup>2</sup> 水産庁「サンゴ礁保全の手引き」（2015年3月）

<sup>3</sup> 環境省「湿地が有する生態系サービスの経済価値評価」（2014年5月）

を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 4. 実施方針及び留意事項

##### (1) これまでの協力成果を踏まえた検討

Eco-DRR 分野における JICA の主な協力実績は以下の通り。各事業の協力終了後の成果の発現状況及び教訓をレビューし、①沿岸・海洋の生態系（海岸林・サンゴ礁・沿岸湿地等）による津波・高潮被害の緩和等、②流域の生態系（水源林・内陸湿地等）による洪水・渇水の緩和等、③山地の生態系（土砂流出・崩壊防止林等）による山地災害の防止等、に加え④健全な生態系の維持による森林火災対策、に類型化するとともに、各事業の機能別の効果について分析を行うものとする。

| 国名          | 案件名                                    | 協力期間<br>開始日     | 協力期間終<br>了日     |
|-------------|--|-----------------|-----------------|
| チリ          | 半乾燥地治山緑化計画                             | 1993年<br>03月01日 | 1998年<br>02月28日 |
| パナマ         | パナマ運河流域保全計画プロジェクト                      | 2000年<br>10月01日 | 2005年<br>09月01日 |
| インドネ<br>シア  | 森林火災予防計画IIプロジェクト                       | 2001年<br>04月15日 | 2006年<br>04月14日 |
| ベトナム        | 森林火災跡地復旧計画プロジェクト                       | 2004年<br>02月01日 | 2007年<br>03月21日 |
| 中華人民<br>共和国 | 四川省森林造成モデル計画プロジェクト                     | 2000年<br>07月01日 | 2007年<br>10月31日 |
| ベトナム        | 北部荒廃流域天然林回復計画プロジェクト                    | 2003年<br>10月01日 | 2008年<br>09月30日 |
| ガーナ         | ガーナ移行帯地域参加型森林資源管理計画プロ<br>ジェクト          | 2004年<br>03月01日 | 2009年<br>03月01日 |
| インドネ<br>シア  | 森林地帯周辺住民イニシアティブによる森林火<br>災予防計画プロジェクト   | 2006年<br>12月01日 | 2009年<br>11月30日 |
| ドミニカ<br>共和国 | サバナ・イエグア・ダム上流域の持続的流域管理<br>計画           | 2006年<br>04月28日 | 2010年<br>03月31日 |
| ニカラグ<br>ア   | 住民による森林管理計画                            | 2006年<br>01月23日 | 2011年<br>01月22日 |
| パナマ         | アラフエラ湖流域総合管理・参加型村落開発プロ<br>ジェクト         | 2006年<br>08月01日 | 2011年<br>07月31日 |
| ミャンマ<br>ー   | エーヤーワディ・デルタ住民参加型マングローブ<br>総合管理計画プロジェクト | 2007年<br>04月01日 | 2013年<br>03月31日 |
| イラン         | アンザリ湿原環境管理プロジェクト                       | 2007年<br>11月01日 | 2012年<br>08月31日 |
| マケドニ<br>ア   | 森林火災危機管理能力向上プロジェクト                     | 2011年<br>05月01日 | 2014年<br>05月09日 |

|         |  |                 |                 |
|---------|--|-----------------|-----------------|
| インドネシア  | マングローブ生態系保全と持続的な利用の ASEAN 地域における展開プロジェクト | 2011年<br>06月26日 | 2014年<br>06月25日 |
| ネパール    | 地方行政強化を通じた流域管理向上プロジェクト                   | 2009年<br>07月15日 | 2014年<br>07月14日 |
| 中華人民共和国 | 四川省震災後森林植生復旧計画プロジェクト                     | 2010年<br>02月01日 | 2015年<br>01月31日 |
| フィリピン   | 統合的沿岸生態系保全・適応管理プロジェクト                    | 2010年<br>02月28日 | 2015年<br>02月27日 |
| インドネシア  | 泥炭湿地林周辺地域における火災予防のためのコミュニティ能力強化プロジェクト    | 2010年<br>07月12日 | 2015年<br>07月11日 |
| ベトナム    | 第2次中南部海岸保全林植林計画                          | 2009年<br>07月26日 | 2015年<br>12月31日 |

## (2) 調査対象国の選定について

調査対象国の選定にあたっては、第1次国内作業における事例の文献調査及び JICA の過去の協力に係るレビューを踏まえるとともに、各国における協力のニーズも考慮しながら JICA 地球環境部とも協議しつつ、決定するものとする。

## (3) 環境省による類似調査との連携

環境省において、現在「平成27年度生態系を活用した防災・減災に関する調査検討業務」が実施されている。当該業務により2015年度中に作成される、地域における生態系を活用した防災・減災施策の策定等の参考となる「生態系を活用した防災・減災に関する考え方」及び、よりこの内容をわかりやすく解説した「生態系を活用した適応及び防災・減災ガイドブック（仮称）」と内容面で整合が取れるよう留意しつつ、本調査を実施するものとする。

## (4) IUCN との連携

IUCN では、世界6地域（アジア、オセアニア、西部・中央アフリカ、東部・南部アフリカ、中米・カリブ、南米）における、優先的に保全すべき生態系の抽出や防災・減災のリスク評価を行う「Relief Kit project」を2015年9月より実施している。当該事業の結果は2016年6月に取りまとめられる予定であり、この内容にも留意しつつ、本調査の取りまとめを行うものとする。

## (5) 今後の技術協力に関する提言について

本調査においては、今後の協力案件の形成に向け、優先的に対処すべき災害種、活用可能な生態系整備・保全の手法、それに関与する中央・地方政府機関等、基礎的な情報の分析を現地調査の結果等をもとに行うものとする。

## 5. 業務の内容

上記「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。但し、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、プロポーザルにて提案すること。

### (1) 第1次国内作業

- 1) Eco-DRR (①沿岸・海洋の生態系（海岸林・サンゴ礁・沿岸湿地等）による津波・高潮被害の緩和等、②流域の生態系（水源林・内陸湿地等）による洪水・渇水の緩和、

③山地の生態系（土砂流出・崩壊防止林等）による山地災害の防止等、④健全な生態系の維持による森林火災対策）の効果とともに、森林等生態系の整備・保全に関する事例の文献調査を行う。この対象は、「4. (1)」に示した JICA の協力事例及び国内外の事例の文献とする。

- 2) 文献調査の結果を踏まえ、沿岸・海洋、流域、山地のそれぞれの生態系において特徴的な事例を抽出し、Eco-DRR に必要なコストとともに、防災機能以外のその他便益の定量化も含めて Eco-DRR の効果を検討・評価する。効果の評価にあたっては、工学的手法との比較・組み合わせ、有意性、導入の難易度及び各国のニーズにも留意することとする。
- 3) 上記文献レビュー及び分析の結果を基に、現地調査対象国（途上国 2 か国を想定）及び現地調査計画を提案する。現地調査国の選定にあたっては、各国のニーズも考慮する。

## (2) 現地調査

JICA との協議を経た上で、提案内容に基づき、現地で協力案件の形成に向けて、以下の事項を含む基礎的な情報の収集を実施する。この際、必要に応じ、現地において (1) の事例の補足調査を併せて実施する。

- ・優先的に対処すべき災害種
- ・事業候補地
- ・活用可能な生態系整備・保全の手法
- ・政策、戦略、関連法制度
- ・関係する中央・地方政府機関の役割・責任、実施能力
- ・他ドナーの支援状況

等

## (3) 第 2 次国内作業

- 1) 我が国の有する当該分野の技術的知見も踏まえつつ、Eco-DRR に係るモデル的な事例集（具体的な効果とその効果を発揮するための投入）と、今後の協力案件の形成に向けての基礎的な情報の分析結果を取りまとめる。
- 2) これまでの調査結果をドラフト・ファイナル・レポート（和文）として取りまとめる。
- 3) ドラフト・ファイナル・レポート（和文）を JICA 地球環境部へ説明し、内容につき了解を得て、ファイナル・レポートとして取りまとめる。

## 6. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通りとする。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする（別紙の報告書目次案を参照）。

#### 1) 業務計画書

提出時期：契約締結から起算して 10 営業日以内

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

部数：和文 3 部、電子データ（CD-R）

#### 2) ドラフト・ファイナル・レポート（和文）

提出時期：2016年8月末日を想定

部数：和文3部、電子データ

3) ファイナル・レポート（和文）

提出時期：2016年9月末日

部数：和文5部、電子データ（CD-R）

ファイナル・レポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本（ホチキス留め可）とする。報告書等の仕様、印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内及び海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付の上、翌月15日までにJICAに提出する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画及び当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート

(3) 収集資料等

ファイナル・レポートには、契約期間中に収集した資料・データ及びリスト一式（JICA図書館の定型フォーム）を添付すること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務の工程

本業務は2016年3月上旬に開始し、2016年4月頃より現地調査を実施し、2016年9月の終了を想定している。コンサルタントは、第2「2. 業務の目的」及び「5. 業務の内容」に示す事項を効率的に実施するための具体的な工程を作成して、プロポーザルにて提案すること。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

総計：9.5 M/M（現地：5.0 M/M 国内：4.5 M/M）

現地調査は2か国（2回）とし、1回の渡航で1か国当たり25日間の滞在（移動を含む）を想定している。

##### (2) 業務従事者の構成

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程等を考慮し、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

なお、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/Eco-DRR1（山地・流域生態系）（2号）
- 2) Eco-DRR2（沿岸・海洋生態系）
- 3) 社会・経済便益分析（3号）

#### 3. 見積について

##### (1) 本見積に含める経費

国内業務に係る直接経費、成果品作成費、現地業務及び国内業務に係る直接人件費・その他原価・一般管理費等は本見積に含めることとし、現地調査に関する直接人件費、日当、宿泊料、内国旅費については、1か国につき25日間の滞在（移動を含む）を1回として、計2回分の実施を条件に見積を作成すること。

##### (2) 別見積に含める経費

現地業務に係る以下の直接経費は、契約時点では現地調査対象国が確定しておらず、その適切な積算が現時点では困難であることから、以下に示す金額を別見積として計上し提案を行うものとする。

- 1) 旅費（航空賃）  
6,000,000円（2か国（2往復）×3名）
- 2) 一般業務費（一般傭人費、特殊傭人費、車両関連費、賃料借料、施設・機材保守管理費、消耗品費、旅費・交通費、通信・運搬費、資料等作成費、水道光熱費、雑費）  
6,000,000円（2か国・50日分）

#### 4. 対象国の便宜供与

本業務はJICAの責任において実施するものであることから、調査対象国から特別な便宜



供与は想定していない。ただし、本業務実施にあたり、現地 JICA 事務所から主な調査対象機関への調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、現地 JICA 事務所が関係諸機関との初回アポイントの取り付け協力を行い、円滑な業務実施のための支援を行う。

## 5. 参考資料

- (1) 「途上国における Eco-DRR 協力」(JICA 地球環境部)  
[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0301.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/3958a0a725aba98549257a7900124f29/\\$FILE/ATTRYNVT.pdf/%E7%94%9F%E6%85%8B%E7%B3%BB%E3%82%92%E6%B4%BB%E7%94%A8%E3%81%97%E3%81%9F%E9%98%B2%E7%81%BD%E3%83%BB%E6%B8%9B%E7%81%BD\(Eco-DRR\)\\_low.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0301.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/3958a0a725aba98549257a7900124f29/$FILE/ATTRYNVT.pdf/%E7%94%9F%E6%85%8B%E7%B3%BB%E3%82%92%E6%B4%BB%E7%94%A8%E3%81%97%E3%81%9F%E9%98%B2%E7%81%BD%E3%83%BB%E6%B8%9B%E7%81%BD(Eco-DRR)_low.pdf)
- (2) チリ共和国「半乾燥地治山緑化計画」
  - ・ 終了時評価報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000043534.html>
  - ・ 事後評価報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000172216.html>
- (3) パナマ国「パナマ運河流域保全計画プロジェクト」
  - ・ 終了時評価報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000170244.html>
  - ・ 事後評価報告書  
[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008\\_0603255\\_4\\_f.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_0603255_4_f.pdf)
- (4) インドネシア国「森林火災予防計画 II プロジェクト」
  - ・ 終了時評価報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000168633.html>
- (5) ベトナム国「森林火災跡地復旧計画プロジェクト」
  - ・ 終了時評価報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000171030.html>
  - ・ 業務完了報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000171868.html>
  - ・ 事後評価報告書  
[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013\\_0601731\\_4\\_f.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_0601731_4_f.pdf)
- (6) 中華人民共和国「四川省森林造成モデル計画プロジェクト」
  - ・ 終了時評価報告書(要約)  
[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2004\\_0601977\\_3\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2004_0601977_3_s.pdf)
  - ・ 事後評価報告書  
[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010\\_0601977\\_4\\_f.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_0601977_4_f.pdf)
- (7) ベトナム国「北部荒廃流域天然林回復計画プロジェクト」
  - ・ 終了時評価報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000258012.html>
  - ・ 事後評価報告書  
[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011\\_0601726\\_4\\_f.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_0601726_4_f.pdf)
- (8) ガーナ国「ガーナ移行帯地域参加型森林資源管理計画プロジェクト」
  - ・ 終了時評価報告書(要約)  
[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008\\_0604642\\_3\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_0604642_3_s.pdf)
  - ・ 事後評価報告書  
[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011\\_0604642\\_4\\_f.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_0604642_4_f.pdf)
- (9) インドネシア国「森林地帯周辺住民イニシアティブによる森林火災予防計画プロジェ

クト」

- ・ 終了時評価報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/12019063.pdf>
- (10) ドミニカ共和国「サバナ・イエグア・ダム上流域の持続的流域管理計画」
  - ・ 終了時評価報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000256697.html>
  - ・ 事後評価報告書  
[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012\\_0602991\\_4\\_f.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_0602991_4_f.pdf)
- (11) ニカラグア「住民による森林管理計画」
  - ・ 終了時評価報告書 <http://open.jicareport.jica.go.jp/pdf/12028254.pdf>
- (12) パナマ国「アラフエラ湖流域総合管理・参加型村落開発プロジェクト」
  - ・ 終了時評価報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000000407.html>
  - ・ 事業完了報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257088.html>
- (13) ミャンマー国「エーヤーワディ・デルタ住民参加型マングローブ総合管理計画プロジェクト」
  - ・ 終了時評価報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017925.html>
  - ・ 事業完了報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010872.html>
- (14) イラン国「アンザリ湿原環境管理プロジェクト」
  - ・ 終了時評価報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014839.html>
- (15) マケドニア国「森林火災危機管理能力向上プロジェクト」
  - ・ 終了時評価報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023069.html>
- (16) ネパール国「地方行政強化を通じた流域管理向上プロジェクト」
  - ・ 事業完了報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016737.html>
- (17) フィリピン国「統合的沿岸生態系保全・適応管理プロジェクト」
  - ・ 終了時評価報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020896.html>
- (18) インドネシア国「泥炭湿地林周辺地域における火災予防のためのコミュニティ能力強化プロジェクト」
  - ・ 終了時評価報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000022291.html>
  - ・ 事業完了報告書  
[http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc006.nsf/VIEWJCSearchX/6633F334BAEE34E649257F1600285541/\\$FILE/%E3%83%97%E3%83%AD%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%82%AF%E3%83%88%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%AE%8C%E4%BA%86%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf](http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc006.nsf/VIEWJCSearchX/6633F334BAEE34E649257F1600285541/$FILE/%E3%83%97%E3%83%AD%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%82%AF%E3%83%88%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%AE%8C%E4%BA%86%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf)

\* 4. (1)に掲げる協力案件であって、上記に含まれない案件については、業務を実施する段階で資料を提供するものとする。

## 6. 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していないが、必要な場合プロポーザルにて理由とともに提案すること。この場合、別見積として積算し計上すること。

## 7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。現地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、現地 JICA 事

務所等において十分な情報収集を行うこと。また、現地調査時には同事務所と常時連絡を取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡が取れるようにすること。

#### 8. 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

#### 9. 不正腐敗の防止

本業務の実施に当たっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

